

各 国 比 較 表

労働分野に係る政策立案過程（各国比較）

	フランス	ドイツ	オランダ	イギリス
政（公）労使三者構成制度の現状	○労働立法及び改正の際には、労使との事前協議を行うことが政府に義務付けられている。事前協議の後、法律案のテーマに応じて、政労使三者構成による「全国団体交渉全国委員会」「雇用高等委員会」「全国生涯職業訓練評議会」に対して諮問がなされる。 ○憲法第70条により、「経済的・社会的性格をもつ全ての計画または全ての法律案は、意見を聴取するために経済社会評議会に付託される」ことが定められている。 ○その他、労働・雇用に関する政労使三者構成機関としては、「雇用方針評議会」「労働条件評議会」「年金政策指導評議会」等がある。 ○Pôle emploi（公共雇用サービス機関）が、政労使三者構成の運営委員会が統治するANPE（公共職業紹介サービス機関）と労使同数組織であるUNEDIC（失業保険の管理運営機関）の統合により設立され、労使の関わりがさらに強化された。	○連邦省庁共通職務規程（GGO）第47条では、法案を作成する際に利害関係が生じる州、地方自治体、中央団体、及び専門家団体や諸団体に草案を送ることが規定されている。この規定に照らして労働政策関連法案作成時には労使から意見を聞く。 ○最低賃金政策に関して、最低労働条件法に基づく公労使の中央委員会（Hauptausschuss:公3、労使各2）などが存在する。 ○社会法典第3編に基づき連邦雇用エージェンシーの管理評議会（Verwaltungsrat）（政労使各7）が三者構成制度として存在する。	○社会経済協議会（SER）が公労使三者構成による、政府の最高諮問機関である。 ○労働協会（SvdA）は労使の二者構成による最高協議機関であり、この労働協会と政府との協議に基づき、産業別労使交渉の大半を決定する。 ○その他、政労使三者構成による雇用・所得協議会（Raad voor Werk en Inkomen）が労働市場政策について協議・勧告を行っている。	○立法過程においては、労使を含め広く一般に対する意見聴取を、法案の議会提出前までに、パブリック・コンサルテーションを通じ実施。 ○近年、EU指令の国内法化に際して政府が代表的労使団体に協定の締結を促し、その内容を法案に反映する事例がみられる。 ○個別分野では、例えば我が国の最低賃金審議会にあたる低賃金委員会など、労使の参加する諮問組織等が政策の立案や実施に影響力を持っている。
ILO条約の批准状況	第26号条約（最低賃金決定制度の創設）	1929年批准	1936年批准	1929年批准、1985年破棄
	第88号条約（職業安定組織の構成）	1952年批准	1950年批准	1949年批准、1971年破棄
	第144号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議）	1982年批准	1978年批准	1977年批准
政府提出案の修正状況	○法案は労使合意をもとに作成されているため、議会での修正はこの労使合意から逸脱することはなく、多くは字句修正。 ○政府が原案のままでの成立を望む場合には、議会に対して一括投票による採決を要請できる。	○法案作成時にすでに労使を含む利害関係者との意見調整を行っている。その調整を踏まえて新たな条文の挿入等を含む場合もあるが、多くは字句修正。	○当初法案と反対の内容、あるいは、無関係の内容を含む修正は認められていない。 ○雇用・労働問題に関しては、大きな修正が行われることは基本的にない。	○新たな条文の挿入等を含む場合もあるが、多くは字句修正。
議員立法の状況	○議会への法案提出は主として政府が行う。	○議員立法は例外的。	○議員立法は例外的。 ○あらかじめ国務院又はSERに諮問して答申を受けることが条件となっている。	○議会への法案提出は主として政府が行う。議員提出法案の成立は稀。

政(公)労使三者構成に

	政(公)労使三者構成制度の現状	ILO条約に関する実施状況	
		第26号(1928年採択) 最低賃金決定制度の創設に関する条約	第88号(1948年採択) 職業安定組織の構成に関する条約
		○(批准)、×(未批准)	
フランス	(1)労使対話の近代化に関する2007年1月31日の法律により、労働立法及び改正の際には労使との事前協議を行うことが政府に義務付けられた。事前協議の後、法律案に関する諮問が扱われるテーマに応じて、政労使三者構成による「全国団体交渉委員会」「雇用高等委員会」「全国生涯職業訓練評議会」に対して行われる。 (2)憲法第70条により、「経済的・社会的性格をもつ全ての計画または全ての法律案は、意見を聴取するために経済社会評議会に付託される」ことが定められている。 (3)政労使三者構成による機関は多数存在する。労働・雇用に関するものは、(1)に挙げた3つの他にも「雇用方針評議会」「労働条件評議会」「年金政策指導評議会」等がある。	○(1930年批准) 最低賃金の改定については、毎年政府が、政労使三者構成による「全国団体交渉委員会」に諮問し、その意見を聞いた後、デクレ(政令)によって改定する。	○(1952年批准) 公共職業紹介サービスを担うANPEは、政府により指名された委員長の下に、労使及び行政の代表からなる三者構成の運営委員会によって統括されていた。このANPEは、公共雇用サービスの改革に関する2008年2月13日の法律により、失業保険の管理運営を行う労使同数組織であるUNEDICと統合し、2009年1月よりPôle emploiとなり、公共職業紹介サービスへの労使の関わりがさらに強化された。
		○(1929年批准) ILO条約第26号は、三者構成による審議会決定方式以外にも、労使協約による拡張適用を認めているため、最低賃金の決定も、労使による「協約自治」によって行われている。しかし、労働協約の拡張適用が及ばない特定業種への特殊法定最低賃金の決定に際しては、中央委員会(Hauptausschuss)など、三者構成制度が存在する。	○(1954年批准) 連邦雇用エージェンシーの自治管理機能として、労使が負担金を支払っている事業に関して、政労使各7名の三者構成による管理評議会(Verwaltungsrat)が存在する。
ドイツ	(1)連邦省庁共通職務規程(GGO)第47条では、法案を作成する際に利害関係が生じる州、地方自治体中央団体、及び専門家団体や諸団体に草案を送ることが規定されている。この規定に照らして労働政策関連法案作成時には労使から意見を聞く。 (2)最低賃金政策に関して、最低労働条件法に基づく公労使の中央委員会(Hauptausschuss:公3、労使各2)などが存在する。 (3)社会法典第3編に基づく連邦雇用エージェンシーの管理評議会(Verwaltungsrat)(政労使各7)が三者構成制度として存在する。	○(1936年批准) 社会問題省が最低賃金を決定するが、それに先立って社会経済協議会に諮問を行う。	○(1950年批准) 社会経済協議会をはじめとする三者協議の場において対応する。政労使三者構成による雇用・所得協議会(Raad voor Werk en Inkomen)が職業紹介を含む労働市場政策について協議・勧告を行っている。
		×(1929年批准、1985年破棄) 1985年に破棄。 なお、1999年の全国最低賃金制度の導入に伴い、最賃額の設定に関する政府からの諮問を受ける低賃金委員会が設置されている。	×(1949年批准、1971年破棄) 公共職業紹介において、知的・専門的職業の職業紹介を有料で実施することが検討されていたことから、1971年に破棄。
オランダ	(1)社会経済協議会(SER)が公労使三者構成による、政府の最高諮問機関である。①根拠法は公法産業組織法、審議会枠組み法である。②委員は33名であり、公労使各11名ずつである。 (2)労働協会(SvdA)は労使の二者構成による最高協議機関であり、この労働協会と政府との協議に基づき、産業別労使交渉の大枠を決定する。①労働協会は私法上の財団という形式を取っているため、根拠法はない。②委員は16名であり、労使各8名ずつである。		
イギリス	立法過程においては、通常、労使を含め広く一般に対する意見聴取が、法案の議会提出前までに、パブリック・コンサルテーションを通じて実施される。また近年は、EU指令の国内法化に際して政府が代表的労使団体に協定の締結を促し、その内容を法案に反映する事例がみられる(EU派遣労働者指令に基づく派遣労働者規則の成立等)。このほか、個別分野では、例えば我が国の最低賃金審議会にあたる低賃金委員会など、労使の参加する諮問組織等が政策の立案や実施に影響力を持っている。		

関する制度表(各国比較)

	国会（議会）における政府提案の修正の状況	
第144号（1976年採択） 国際労働基準の実施を促進する ための三者の間の協議に関する 条約	①修正手続きの仕組み ②修正の状況 ③修正の程度	議員立法の状況
○(1982年批准) 1983年11月に、144号条約の批准 に関する政労使諮問委員会として 「COMMISSION 144」を労働省下に アレテ(省令)によって設立。その 後、1998年11月に、144号条約に 限らず、幅広いテーマを扱う政労 使三者構成の諮問委員会として、 「CDSEI: 欧州・国際問題のための 社会的対話委員会」を労働省下 にデクレ(政令)によって設立。	①政府提出の原案に従って、本会議での法案審議の段階で、本会議 前に法案を審査した委員会修正案が提出された場合、全体討論から 始まり、各条文ごとに修正案をひとつずつ審議し議決していく逐次討論 へ。 ②修正されることも多い。ただし、政府が原案のままでの成立を望む場 合には、議会に対して一括投票による採択を要請できる。 ③修正の程度は法案によって異なる。ただ、法案は労使合意をもとに 作成されているため、議会での修正はこの労使合意から逸脱すること はなく、多くは字句修正である。	政府提出法案が中心。 近年、労働分野では、CPE (初回雇用契約)導入関連 法を労使との事前協議や 議員による投票・採決を経 ずに強引に成立させたた め、デモが各地で行われる 等フランス全土が大混乱 に陥った。このため、CPE 撤回と、これに代替する若 年者雇用対策を盛り込ん だ与党議員による法案が 可決された例外的な事例 がある(2006年)。
○(1979年批准) 労使を含む協議委員会を形成し ている。	①連邦議会には常設の専門委員会が設置されており、その中に労働 社会政策に関する法案を専門に審議する委員会が存在する。審議時 に各方面の専門家や利害関係団体(労働関連法案の場合労使団体 が主)の代表から意見を聞く公聴会などが開かれる。議会は三読制 で、第一読会後の委員会審議を経て、第二読会時に各会派等からの 修正動議があれば併せて審議される。 ②何らかの修正を行うことも多い。修正動議はほぼ野党側会派によ る。 ③法案作成時にすでに労使を含む利害関係者との意見調整を行って いる。その調整を踏まえて新たな条文の挿入等を含む場合もあるが、 多くは字句修正である。	政府提出案が大多数。議 員立法は例外的。
○(1978年批准) 社会経済協議会をはじめとする三 者協議の場において対応する。	①下院議員であれば、法案の修正を提案する権利がある。議員が修 正案を提案した場合、修正案として採決可能であるか否かを議会で審 査した上で、法案の内容から最も遠い内容の修正案から順に採決を行 う。担当大臣が修正案を容認した場合には、修正案が成立するが、容 認しない場合には、法案自体の撤回もありうる。 ②何らかの修正を行うことも多い。 ③当初法案と反対の内容を含むもの、あるいは法案と無関係の内容 を含む修正は認められていない。また、雇用・労働問題に関しては、大 きな修正が行われることは基本的にない。	議員立法は例外的。また、 議員立法については、あら かじめ国務院又はSERに 諮問して答申を受けること が条件となっている。 労働関係では、1874年に 児童労働禁止法や1993年 に外国系住民の均等な労働 参加を促進する法案等 人権に関するものが成立 した例がある。
○(1977年批准) 英労組会議、英産業連盟を主な 対象に協議等を行うほか、扱う問 題によっては利害を有する産業別 労使とも協議。	①庶民院・貴族院とも三読制で、庶民院では法案提出後の委員会審 議から、貴族院では第二読会から、議員による修正案の提出が可能。 成立には、最終的に両院の合意を要する。 ②修正されることも多い。 ③修正の程度は法案によって異なる。新たな条文の挿入等を含む場 合もあるが、多くは字句修正である。	議会への法案提出は主と して政府が行う。議員提出 法案の成立は稀。 近年、労働分野では、2004 年ギャングマスター法が成 立しているが、これには法 案の作成段階から関係労 組が協力し、また議会審議 に際しては労使団体が合 同組織を結成して支持活 動を行うなど、法案成立に 労使の貢献がみられた。